

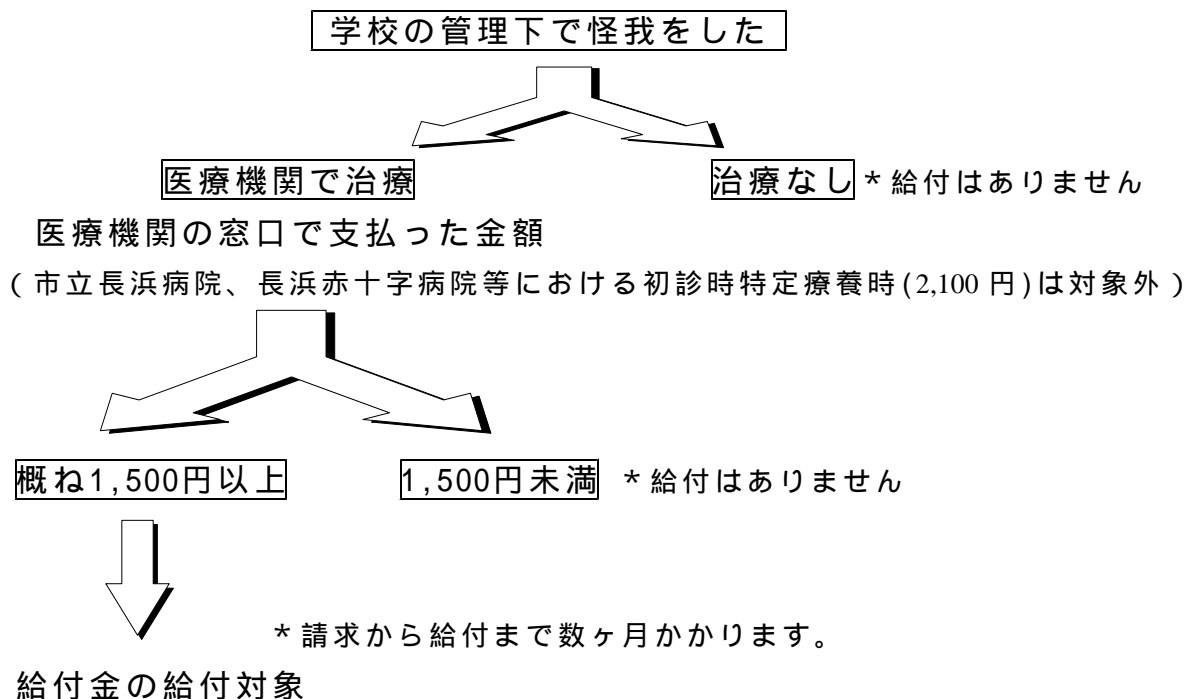
5 . 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

- (1) 学校の管理下において、児童に医療費のかかる怪我などがあった場合に備えて、日本スポーツ振興センターは災害共済給付の制度を設けています。
- (2) この制度は1年ごとの契約です。毎年度初めに加入の手続きについて保護者のみなさんにお知らせし、新1年生には加入同意書を提出してもらっています。

「学校の管理下」とは・・・

授業中（遠足や修学旅行などの校外活動を含む）や休み時間、運動会などの学校行事、決められた通学方法、通学路での登下校なども含まれます。

給付金の支払いの流れ



(a) 給付金請求の手続きはすべて学校の方で行います。

医療機関にかかれた場合（調剤薬局も含みます）は担任・学校までお申し出ください。なお、受診が複数月におよぶ場合は月ごとの手続きとなりますので、あわせてお知らせください。

(b) 交通事故や内科的疾患は対象となりません。また、暴力行為等で怪我をし、加害者がいる場合や自己の重大な過失で怪我をした場合なども対象となりません。